

社会生活支援特別加算に係る届出書

令和3年4月22日提出

事業所・施設の名称	佐世保事業所
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規 2 継続 3 終了
適用年月日	令和 3 年 6 月 1 日

全て有になる必要がある

1 従業者の配置	人員配置基準に定める従業者の数に加え、平成18年厚生労働省告示第556号第9号に定める厚生労働大臣が定める者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。	有・無
2 有資格者による指導体制	以下のいずれかにより、平成18年厚生労働省告示第556号第9号に定める厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。	有・無
	① 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること ② 指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること 関係機関との連携の状況等 ②の場合は、具体的な連携体制状況を記入すること	
3 研修の開催	従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。	有・無
4 他機関との連携	保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。 協力体制の状況等（具体的に記載してください） 精神保健福祉士の資格を有する職員が中心となり、当事業所のサービス管理責任者、相談支援事業所、更生保護施設及び保護観察所の職員とともに、月1回の連絡協議会を開催し、現在の状況等について情報共有を図る。	有・無

注 当該加算を算定している事業所が、引き続き加算を算定する場合で、対象職員の変更のみを届け出るときには、「異動区分」欄において「2 継続」に○を付すこと。